

## 自動車燃料用カード取扱要領

(平成 14 年 4 月 1 日管財担当課長決)

(最近改正 平成 17 年 12 月 22 日管財担当課長決)

### (目的)

第 1 条 自動車燃料用カード（以下「燃料用カード」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領による。

### (燃料用カードの取扱い)

第 2 条 燃料用カードの取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 燃料用カードは、厳重に保管し、き損、亡失等のないよう十分注意する。
- (2) 払出担当者が燃料用カードを職員に交付するときは、受領者に必ず払出明細書（燃料用カード）に押印させる。
- (3) 燃料補給所で補給を受けたときは、必ず納品書を受領し、これを添えて燃料用カードを払出担当者に返却する。
- (4) 物品取扱員は、各月ごとに、払出明細書を確認検印すること。

### 附 則

この要領は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。